

はじめに

労災保険は、労働者の業務または通勤による災害に対して所定の給付を行うことを目的としています。これらの災害の中には、通勤途中に交通事故に遭ったり、仕事で道路を通行中に建設現場から落下した物に当たるなどして負傷する場合もあります。

労災保険制度上、これらの災害を「第三者行為災害」と呼んでいます。

このような「第三者行為災害」として取り扱われる場合、保険給付を受けるに当たり、労災保険給付請求書に加えて一定の書類の提出が必要であり、また、労災保険給付と民事損害賠償との間で支給調整が行われます。

このパンフレットは、第三者行為災害に関する労災保険給付の請求手続やご注意いただきたい事項などを記載していますので、労災請求等の際にご活用ください。

も く じ

	ページ
1 第三者行為災害について	3
2 損害賠償責任について	5
3 第三者行為災害に関する提出書類	6
4 民事損害賠償と労災保険との調整方法	8
5 特に注意すべき事項	10
6 派遣労働者に係る第三者行為災害	11
<様式記載例>	12